

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和8年9月2日から令和9年1月4日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山口市商工振興部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月2日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スポーツデポ・ゴルフ5 山口店

所在地 山口市大内御堀964の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社アルペン	名古屋市中区丸の内二丁目9番40号	水野 敦之
九電不動産株式会社	福岡市中央区薬院一丁目13番8号	大神 徳仁
大和リース株式会社	大阪市中央区北浜四丁目1番1号	北 哲弥

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗内の店舗面積の合計

事 項	変 更 前	変 更 後
店舗面積の合計	6,960㎡	7,827㎡

（2）大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
駐車場の収容台数	148台	293台
駐輪場の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
駐輪場の収容台数	77台	129台
荷さばき施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	
荷さばき施設の面積	79㎡	155㎡
廃棄物等の保管施設の位置	縦覧に供する届出書類に示すとおり	

事 項	変 更 前	変 更 後
廃棄物等の保管施設の容量	40m ³	55.6m ³

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	(株) アルペン 午前 9 時から午後 9 時30分まで	(株) アルペン 午前 9 時から午後 9 時30分まで (株) ドン・キホーテ 午前 0 時から午後12時まで 未定 (C 棟) 午前 0 時から午後12時まで
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時30分から午後10時00分まで	午前 0 時から午後12時まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設No. 1 午前 6 時から午後 9 時まで	荷さばき施設No. 1、2、4 午前 6 時から午後 9 時まで 荷さばき施設No. 3 午前 6 時から午前 8 時まで

4 届出年月日
令和 8 年 8 月28日

5 変更年月日
令和 9 年 4 月29日